

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況（年度別）

（単位：件）

部会	振興局	種類	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	
第1部会	石狩	新設（5条1項）	5	1	3	3		2	2	3			1	3	6	1	3	3	36	
		変更（附則5条1項）	2	10	2	2	1	2	1	2	1	1	1				2	1	1	29
		変更（6条2項）		2	3	2	5	2	4	3	3	3	9	4	4	4	4	5	3	56
		計	7	13	8	7	6	6	7	8	4	4	4	11	7	10	7	9	7	121
	後志	新設（5条1項）			1	1			1	2			1	2	1	2		2	2	15
		変更（附則5条1項）	1	4	3							1	1	1			3	1	1	16
		変更（6条2項）		1	1	3								5		2	2	1	1	16
		計	1	5	5	4	0	1	2	0	1	2	2	8	1	4	5	4	4	47
	空知	新設（5条1項）	1	3	3	2	2	1	2	1			2	1	2	1	2	1	2	26
		変更（附則5条1項）	2	2	4		2	1	1	3	1	1	2	2			2			23
		変更（6条2項）			1	1	2	2		1	3	1	5	2	2			4		24
		計	3	5	8	3	6	4	3	5	4	4	4	8	6	3	4	5	2	73
小計	新設（5条1項）	6	4	7	6	2	4	6	4	0	3	4	6	9	3	6	7	7	77	
	変更（附則5条1項）	5	16	9	2	3	3	2	5	3	3	4	2	0	7	2	2	2	68	
	変更（6条2項）	0	3	5	6	7	4	4	6	4	6	19	6	8	6	6	10	4	96	
	計	11	23	21	14	12	11	12	13	9	10	27	14	17	16	18	13	13	241	
第2部会	渡島	新設（5条1項）	4	3	3		3	7	2	2			3	3		2	4	2	2	40
		変更（附則5条1項）	2	2	9	2	4	3	3			6					1			32
		変更（6条2項）	2	2		1	2	1		2			4	4	6	2	1	9	1	37
		計	8	7	12	3	9	11	5	4	6	7	7	6	6	4	6	11	3	109
	檜山	新設（5条1項）							1					1						2
		変更（附則5条1項）		1																1
		変更（6条2項）																		0
		計	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	小計	新設（5条1項）	4	3	3	0	3	8	2	2	0	3	4	0	2	4	4	2	2	42
		変更（附則5条1項）	2	3	9	2	4	3	3	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	33
		変更（6条2項）	2	2	0	1	2	1	0	2	0	4	4	6	2	1	9	1	1	37
		計	8	8	12	3	9	12	5	4	6	7	8	6	4	6	11	3	3	112
第3部会	胆振	新設（5条1項）	3	5	1	1	2	5	6	4	3		1	6	7	1	2	2	2	47
		変更（附則5条1項）	3	9	7		1	4	2	2	4	4	1	2	1	2	2	2		44
		変更（6条2項）			3	2			3	4	2	1	11		1		1	2		30
		計	6	14	11	3	3	9	11	10	9	5	13	8	9	3	5	2	2	121
	日高	新設（5条1項）												2	1					3
		変更（附則5条1項）	1	2	2												2			7
		変更（6条2項）									1		2	1	2					6
		計	1	2	2	0	0	0	0	0	1	0	4	2	2	2	2	0	0	16
	小計	新設（5条1項）	3	5	1	1	2	5	6	4	3	0	3	7	7	1	2	0	0	50
		変更（附則5条1項）	4	11	9	0	1	4	2	2	4	4	1	2	1	4	2	0	0	51
		変更（6条2項）	0	0	3	2	0	0	3	4	3	1	13	1	3	0	1	2	2	36
		計	7	16	13	3	3	9	11	10	10	5	17	10	11	5	5	2	2	137
第4部会	上川	新設（5条1項）	4	4	5	1		2	1	3	1		5	3	2	2	3	6	2	42
		変更（附則5条1項）	7	9	6	2		2	2	9				1		4	1	1	1	44
		変更（6条2項）	2	4	4	1	1	1	4	3	9	3	9	3	2	1	3	4	4	54
		計	13	17	15	4	1	5	7	15	10	3	14	7	4	7	7	11	11	140
	留萌	新設（5条1項）	2	1	2															5
		変更（附則5条1項）	1																	1
		変更（6条2項）					1								2	1				4
		計	3	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	10
	宗谷	新設（5条1項）		1	1	2	2	1	1									1		9
		変更（附則5条1項）		1															1	2
		変更（6条2項）		1						2	1	1						1		6
		計	0	3	1	2	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	2	1	17
小計	新設（5条1項）	6	6	8	3	2	3	2	3	1	0	5	3	2	2	4	6	6	56	
	変更（附則5条1項）	8	10	6	2	0	2	2	9	0	0	0	1	0	4	1	2	2	47	
	変更（6条2項）	2	5	4	1	2	1	4	5	10	4	9	3	4	2	4	4	4	64	
	計	16	21	18	6	4	6	8	17	11	4	14	7	6	8	9	12	12	167	
第5部会	十勝	新設（5条1項）	3	2	1	1	1		2	4	1	2	1	3	1	3	3	3	3	31
		変更（附則5条1項）	3	3	1	2	1	2	1	1		1		1	1		2			18
		変更（6条2項）	4	2	4	2	3	2	2	2	4	3	1	3	5		3	3	3	41
		計	10	7	6	5	5	2	5	6	6	5	2	7	7	3	8	6	6	90
	林-ㇿ	新設（5条1項）	1	5	3	1	1	2	2		3	2	1	3	2	1				27
		変更（附則5条1項）		6	9	1		1	2	1	1				1			1		23
		変更（6条2項）	1	4	4		2	3	3	2	2	2	3	1	2	3	2	1	1	35
		計	2	15	16	2	3	6	7	3	6	4	4	4	5	4	3	1	1	85
	釧路	新設（5条1項）	3	4	1	1	1	1	3		5	1	1	2	1				1	25
		変更（附則5条1項）	2	6	1	1	1	1					2			2			1	17
		変更（6条2項）	1	2	4		2	1	3		1	6	8	2	1			1		32
		計	6	12	6	2	4	3	6	0	6	7	11	4	2	2	2	1	2	74
根室	新設（5条1項）		2	2		1	1	2					2						12	
	変更（附則5条1項）		2			1	1												4	
	変更（6条2項）			1						1	1	2							5	
	計	0	4	3	0	2	2	2	0	1	1	4	0	0	2	0	0	0	21	
小計	新設（5条1項）	7	13	7	3	4	4	9	4	9	5	5	8	4	6	3	4	4	95	
	変更（附則5条1項）	5	17	11	4	3	5	3	1	2	0	2	1	2	2	3	1	1	62	
	変更（6条2項）	6	8	13	2	7	4	8	4	8	12	14	6	8	3	6	4	4	113	
	計	18	38	31	9	14	13	20	9	19	17	21	15	14	11	12	9	9	270	
合計	新設（5条1項）	26	31	26	13	13	24	25	17	13	11	21	24	24	16	17	19	19	320	
	変更（附則5条1項）	24	57	44	10	11	17	12	17	15	7	7	6	3	18	8	5	5	261	
	変更（6条2項）	10	18	25	12	18	10	19	19	27	25	59	22	25	12	30	15	15	346	
	計	60	106	95	35	42	51	56	53	55	43	87	52	52	46	55	39	39	927	

注1 届出件数は、「届出の受理日」でカウントした。（以下、同じ。）  
 2 「石狩」の欄には、札幌市の分を含まない。  
 3 「渡島」の欄には、平成18年度に権限移譲した北斗市の分を含む。

区分	種類	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
札幌市	新設（5条1項）	6	9	12	12	12	9	10	5	4	4	11	10	4	5	7	6	120
	変更（附則5条1項）	37	33	10</														

## 北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の開催状況（年度別）

（単位：回）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
第1部会	7	7	8	9	9	9	10	8	11	6	7	4	8	8	10	4	3	128
第2部会	3	5	3	3	5	3	6	8	5	5	4	5	2	2	6	6	4	75
第3部会	3	4	7	9	3	4	8	7	8	8	7	8	7	7	4	5	8	107
第4部会	2	4	8	6	8	5	5	7	5	6	5	4	3	4	4	3	6	85
第5部会	4	5	6	6	7	7	10	8	10	9	7	8	8	7	6	5	5	118
小計	19	25	32	33	32	28	39	38	39	34	30	29	28	28	30	23	26	513
本審議会	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	13
合計	20	25	33	34	33	29	39	39	40	35	31	29	29	29	31	24	26	526

## 北海道大規模小売店舗立地審議会部会の開催状況

北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第13条の規定による部会長から会長への報告は、この表をもって充てる。  
〔平成28年度〕

部会	回数	年月日	審議事項			審議結果	摘要（注意喚起）
第1部会	第1回	28. 8.25	・事務的説明	—	—	—	
	第2回	28.10.31	・(仮称)美唄市東5条北5丁目商業施設	美唄市	新設	意見なし	
	第3回	28.12. 6	・コメリホームセンター栗山店	栗山町	新設	//	
			・インターヴィレッジ大曲	北広島市	変更	//	
第4回	29. 2. 6	・ジョイフルエーカー大麻店	江別市	新設	//		
		・コメリパワー岩見沢店	岩見沢店	新設	//		
第2部会	第1回	28. 6.29	・事務的説明	—	—	—	
	第2回	28. 8.25	・田家商業施設	函館市	新設	意見なし	⇒局長名留意要望
	第3回	28.10. 4	・事務的説明	—	—	—	
	第4回	28.11.15	・サツドラ函館港店	函館市	新設	意見なし	⇒局長名留意要望
			・株式会社函館丸井今井	函館市	変更	//	
	第5回	29. 2. 9	・事務的説明	—	—	—	
第6回	29. 3. 7	・ツルハドラッグ函館の場店	函館市	新設	意見なし	⇒局長名留意要望	
第3部会	第1回	28. 4.27	・事務的説明	—	—	—	
	第2回	28. 7.20	・ツルハドラッグ苫小牧桜木店・コープさっぽろ桜木店・カフェテラス三星桜木店	苫小牧市	附則	意見なし	
			・コメリパワー苫小牧西店	苫小牧市	新設	//	
	第4回	29. 2.21	・事務的説明	—	—	—	
	第5回	29. 3.24	・ビッグハウス明野店	苫小牧市	附則	意見なし	
第4部会	第1回	28. 8.25	・事務的説明	—	—	—	
	第2回	28.11.10	・サツドラ旭川緑町店	旭川市	新設	意見なし	
	第3回	29. 3. 7	・コメリパワー旭川宮前店	旭川市	新設	//	
第5部会	第1回	28. 4.27	・コープさっぽろ白糠店・ホームックニコット白糠店	白糠町	附則	意見なし	
			・(仮称)中標津複合施設	中標津町	附則	//	
	第2回	28. 6.27	・事務的説明	—	—	—	
	第3回	28. 7.19	・ツルハドラッグ清水店・コメリハード&グリーン十勝清水店	清水町	新設	意見なし	
			・イエローグローブ斜里店	斜里町	新設	//	
第4回	28.12.21	・事務的説明	—	—	—		
第5回	29. 2. 8	・ASPO	士幌町	新設	意見なし		
		・ジョイフルエーカー帯広店生活館	帯広市	変更	//		
			・ジョイフルエーカー帯広店資材センター	帯広市	変更	//	

〔届出別件数〕

区分	件数
○新設（法第5条第1項の届出）	14件
○変更（法第6条第2項の届出）	4件
○附則（法附則第5条第1項の届出）	4件
計	22件

## 北海道大規模小売店舗立地審議会部会の開催状況

〔平成29年度〕

部会	回数	年月日	審 議 事 項	審議結果	摘要（注意喚起）		
第1部会	第1回	29.7.26	・事務的説明	—	—		
	第2回	29.9.8	・スーパーセントラルイアル恵庭島松店	恵庭市	新設		意見なし
	第3回	29.10.6	・サツドラ倶知安店 ・コープさっぽろふかがわ店 ・サツドラ岩内清住店	倶知安町 深川市 岩内町	新設 新設 新設		// // //
第2部会	第1回	29.6.15	・事務的説明	—	—		
	第2回	29.7.26	・函館昭和タウンプラザ	函館市	変更		意見なし
	第3回	29.12.14	・事務的説明	—	—		—
	第4回	30.1.23	・フレスポ函館戸倉	函館市	変更		意見なし
第3部会	第1回	29.4.19	・事務的説明	—	—	⇒局長名留意要望	
	第2回	29.5.19	・フードD双葉食彩館	苫小牧市	新設		意見なし
	第3回	29.7.27	・事務的説明	—	—		—
	第4回	29.8.23	・(仮称)DCMホームマック室蘭中島店	室蘭市	新設		意見なし
	第5回	29.10.23	・事務的説明	—	—		—
	第6回	29.12.13	・苫小牧市北栄町3丁目SC	苫小牧市	変更		意見なし
	第7回	30.1.23	・事務的説明	—	—		—
	第8回	30.2.26	・苫小牧市澄川町複合商業施設	苫小牧市	変更		意見なし
第4部会	第1回	29.8.1	・事務的説明	—	—	⇒課長名事務連絡	
	第2回	29.9.1	・ホームマックニコット利尻店	利尻富士町	新設		意見なし
	第3回	29.10.2	・ケースデンキ旭川大雪通店	旭川市	新設		//
	第4回	29.11.2	・DCMホームマック永山2条店	旭川市	新設		//
	第5回	29.12.1	・(仮称)ザ・ビッグ緑が丘店	旭川市	新設		//
	第6回	30.3.28	・(仮称)ビックハウス東光店 ・(仮称)東光ショッピングセンター	旭川市	新設		//
第5部会	第1回	29.5.9	・事務的説明	—	—		
	第2回	29.6.28	・(仮称)マックスバリュージェイリョー店	帯広市	新設		意見なし
	第3回	29.10.4	・事務的説明	—	—		—
	第4回	29.11.20	・ニトリ帯広店 ・サツドラ昭和中央店(仮称)	帯広市 釧路市	新設 新設		意見なし //
	第5回	30.2.20	・BUBU北見店 ・事務的説明	北見市 —	変更 —		// —

〔届出別件数〕

区 分	件数
○新設（法第5条第1項の届出）	15件
○変更（法第6条第2項の届出）	5件
○附則（法附則第5条第1項の届出）	0件
計	20件

## 北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の傍聴の状況（年度別）

（単位：回、人）

年 度	部会名	開催回数	傍聴者ありの 開催回数	一般傍聴者	報道関係者
21年度	第1部会	11	0	0	0
	第2部会	5	0	0	0
	第3部会	8	0	0	0
	第4部会	5	0	0	0
	第5部会	10	0	0	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	40	1	0	2
22年度	第1部会	6	1	0	1
	第2部会	5	1	1	0
	第3部会	8	3	0	3
	第4部会	6	0	0	0
	第5部会	9	2	2	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	35	8	3	6
23年度	第1部会	7	0	0	0
	第2部会	4	1	1	0
	第3部会	7	2	0	3
	第4部会	5	0	0	0
	第5部会	7	3	5	0
	本審議会	1	1	0	3
	計	31	7	6	6
24年度	第1部会	4	0	0	0
	第2部会	5	2	3	0
	第3部会	8	2	0	2
	第4部会	4	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	—	—	—	—
	計	29	4	3	2
25年度	第1部会	8	1	0	1
	第2部会	2	0	0	0
	第3部会	7	5	1	5
	第4部会	3	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	29	7	1	8
26年度	第1部会	8	0	0	—
	第2部会	2	0	0	—
	第3部会	7	4	2	6
	第4部会	4	2	2	1
	第5部会	7	0	—	—
	本審議会	1	1	0	4
	計	29	7	4	11
27年度	第1部会	10	0	0	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	4	1	0	1
	第4部会	4	0	0	0
	第5部会	6	0	0	0
	本審議会	1	1	0	3
	計	31	2	0	4
28年度	第1部会	4	1	1	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	5	1	0	1
	第4部会	3	0	0	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	1	0	0	0
	計	24	2	1	1
29年度	第1部会	3	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	8	0	0	1
	第4部会	6	2	2	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	—	—	—	—
	計	26	2	2	1

## 道内の大規模小売店舗立地法特例区域一覧

## 1 大規模小売店舗立地法特例区域とは

大規模小売店舗立地法の特例区域は、「中心市街地の活性化に関する法律」において創設され、大規模小売店舗の郊外移転を背景とする商業機能の低下等により空洞化が進む中心市街地における商業等の活性化を目的として、大型店出店の実現可能性を高めるための特例措置が適用される区域をいう。

特例区域では、大規模小売店舗立地法の適用が一部除外されることにより、事業者の大幅な負担軽減となり、スピーディーな出店につながる他、地元関係者による円滑な店舗誘致等を実施できる。

特例区域は、内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地に限る第一種大規模小売店舗立地法特例区域と、その他中心市街地の第二種大規模小売店舗立地法特例区域に分類される。

## 《大規模小売店舗立地法の適用除外》

第一種：店舗の新設・変更等に係る届出、住民説明会の開催、8ヶ月間の営業開始制限

第二種：店舗の新設・変更等に係る届出の添付書類、8ヶ月間の営業開始制限

## 2 道内における特例区域の指定状況について

	市町村	指定区域	指定日
第一種	帯広市	西3・南9西北地区	平成20年4月30日
	小樽市	稲穂1丁目4番南地区	平成20年12月5日 ※平成28年5月6日廃止
	岩見沢市	4・3及び3・4地区	平成21年3月27日
	函館市	若松町20番地区及び本町93番地区	平成27年12月4日
第二種	北見市	大通西2丁目及び3丁目地区	平成30年2月23日